

第9回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和8年1月9日(金)

農村環境改善センター 農事研修室

第9回大網白里市農業委員会総会議事録

- 1、開催日時 令和8年1月9日(金)
- 2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室
- 3、招集者 大網白里市農業委員会会長 内海亮一
- 4、出席委員(17名)

1番 八角功次	2番 高橋政人
3番 吉原孝	4番 齋藤勉
5番 三木年彦	6番 大野勝弘
7番 岡本佳之	8番 菅谷祐
9番 平賀久雄	10番 川寄篤之
11番 加藤岡一弘	12番 内山充弘
13番 中村和敏	14番 板倉小百合
15番 内海亮一	16番 梅原英男
17番 今関喜明	

- 5、欠席委員
なし

6、議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1~8)
- 第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
(整理番号1)
- 第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1)
- 第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴
取について
- 第7 議案第5号 非農地判断について

第8 報告第1号 農地法第52条による情報提供について(賃借料情報)

第9 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(整理番号1~3)

第10 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

(整理番号1~2)

7、農業委員会事務局職員

事務局長 野口裕之 主 査 北田尚史

主任書記 井内和香子 書 記 谷口 智

◎開 会

○議長 ただいまより、第9回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、17名で定足数に達しておりますので、第9回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後3時00分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は、議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、吉原孝委員および齋藤勉委員をお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の北田主査を指名いたします。

◎議案第1号（整理番号1～8）

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から議案第1号、整理番号1から8について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、柳橋字沼、地目、田の1筆、面積1,497㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

左上に1-1と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、1ページから4ページまでになります。

1ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しない

ものと思われます。

次に、整理番号2、申請地は、清名幸谷字上沼、地目、田の3筆、面積2,031㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面2ページをご覧ください。

中央に1-2と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料5ページから8ページまでになります。

5ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は、永田字前田、地目、田の1筆、面積198㎡を、売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は相手方の申し出によるため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面3ページをご覧ください。

中央やや右側に1-3と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料9ページから12ページまでになります。

9ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

整理番号4、申請地は、小中字桶田、地目、田の1筆、面積2,026㎡を、贈与により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は生前贈与を受けるため、義務者は高齢により耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面3ページをご覧ください。

中央やや左側に1-4と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料13ページから16ページまでになります。

13ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、議案書の3ページをご覧ください。

整理番号5、申請地は、小中字桶田、地目、田の2筆、小中字上沢田、現況地目、田の1筆、小中字下沢田、現況地目、田の2筆、小中字道端土、地目、畑の1筆、小中字上道端土、地目、畑の1筆、小中字関田、地目、畑の1筆、小中字前、地目、畑の2筆、小中字後谷、地目、田の2筆、小中字替神房、地目、畑の1筆、小中字下ノ台、地目、畑の1筆、面積14,522㎡を、贈与により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は生前贈与を受けるため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面3ページから4ページをご覧ください。

それぞれ1-5と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料17ページから28ページまでになります。

17ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、議案書の4ページをご覧ください。

整理番号6、申請地は、小中字下ノ台、地目、畑の1筆、面積317㎡を、交換により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者、義務者ともに利用実態に合わせて土地の交換を行うため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面4ページをご覧ください。

中央やや左上に1-6と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料29ページから32ページまでになります。

29ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

整理番号7、申請地は、小中字下ノ台、地目、畑の1筆、面積317㎡を、交換によ

り所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者、義務者ともに利用実態に合わせて土地の交換を行うため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面4ページをご覧ください。

中央やや左上に1-7と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料33ページから36ページまでになります。

33ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、議案書の5ページをご覧ください。

整理番号8、申請地は、細草字明地、地目、畑の2筆、面積275㎡を、贈与により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面5ページをご覧ください。

1-8と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料37ページから40ページまでになります。

37ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、高橋政人委員、お願いいたします。

○高橋委員 はい。それでは、議案第1号、整理番号1について、調査報告を申し上げます。

内容については事務局説明のとおりです。

1月5日に齊藤推進委員さんと、権利者、義務者宅へ伺い調査を行いました。

権利者は以前から申請地を借り受けて耕作しておりましたが、義務者より引き取って欲しいとのお話があったことから、引き受けることにして、今回の申請に至ったと

いうことです。

権利者、義務者ともに申請に間違いはございませんということでした。

申請地はよく管理されておりました。

権利者は地域の農業者であり、機械もそろっておりますことから、何ら問題はないと思われませんが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2案件につきましては、齋藤勉委員、お願いいたします。

○齋藤委員 はい。それでは、議案第1号、整理番号2について調査報告を申し上げます。

内容については、事務局の説明のとおりでございます。

1月4日に富永推進員さんと、現地を確認後、権利者、義務者宅をそれぞれ訪問し、調査を行いました。

権利者と義務者は親戚同士とのことでした。

申請に至った理由は、権利者は以前から申請地を借り受けて耕作しておりましたが、義務者より引き取って欲しい旨のお話があったことから、引き受けることにしたとのことでした。

権利者、義務者ともに申請に間違いはございませんとのことでした。

申請地はよく管理されており、権利者は地域の農業者であり、機械もそろっておりますことから、何ら問題ないと思われませんが、委員の皆様の慎重な審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3から7の案件につきましては、菅谷祐委員、お願いいたします。

○菅谷委員 それでは、議案第1号整理番号3について、調査報告申し上げます。

理由としては事務局説明のとおりです。

権利者と義務者は農地が隣接している関係です。

12月27日、今井推進員さんと現地を確認後、電話で権利者、義務者からお話を聞きました。

権利者は、専業農家で農機具、設備ともそろっており、意欲的な農業者で申請地周辺を耕作しながら、耕作面積を増やしています。

今回の申請地は、権利者の耕作地に隣接しており、利便性がよいことから、義務者に土地を購入したいと相談したところ、合意しました。

義務者は木更津に住んでおり、耕作ができないことから、農地を手放したいと普

段から考えていたところ、権利者から購入したいと話があり、今回の申請に至りました。

申請地は草刈がされており、いつでも耕作できる状態でした。

問題ないと思われませんが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いします。

続きまして、整理番号4、5は、同一権利者の生前贈与の案件となります。

12月27日、申請地を確認後、今井推進員さんとともに、義務者宅を訪問しました。

訪問時、義務者は不在でしたので、権利者の母親に話を伺いました。

義務者へは、同日、電話で確認しました。

義務者は高齢で耕作できないので、まだ若く農業に関心があり、日頃手伝っている権利者に、もう少し責任を持たせてやりたいということで、生前贈与することにしました。

権利者についても電話で確認を行いました。

権利者につきましては、それを納得しております。

次に、整理番号6と7は、整理番号の5の案件と同様の義務者から権利者へ生前贈与を行うにあたり、隣接する農地が他の耕作者と農地の利用状況が逆になっていることがわかったため、生前贈与に合わせて土地交換を行うことになりました。

整理番号6の権利者及び整理番号7の義務者への確認は、整理番号5の調査の際に確認を行いました。

また、整理番号6の義務者及び整理番号7の権利者は、12月27日電話で確認を行いました。

権利者、義務者ともに利用実態に合わせて、土地交換をするため、申請を行うこととしたとのことで、申請に間違いはないと言いました。

以上のとおり問題ないと思われませんが、慎重な審議をお願いします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号8の案件につきましては、内山充弘委員、お願いいたします。

○内山委員 はい。それでは、議案第1号、整理番号8について、調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

12月27日に片岡推進委員とともに申請地を確認して、そのあと権利者、義務者に電話にて話を伺いました。

義務者によりますと、以前、申請地は義務者の弟が耕作を行っていたそうです。

が、体調や年齢等を考えて管理ができなくなることから、近接している権利者に相談をしたそうです。

また、権利者に伺ったところ、申請地が自作地に近接して、耕作上利便が良いことと蜜源植物の栽培に適しているため、話が進んだそうです。

今後は、ヘアリーベッチ、ソバなどを作付する予定だと申ししておりました。

権利者は認定農業者で、労力、機械等をそろっております。

権利者、義務者とも今回の申請について間違いがないと回答いただきました。

申請地も綺麗に管理されております。

以上問題ないと思われませんが、委員の皆様の慎重審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から8について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から8に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号4について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号5について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号5は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号6について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号6は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号7について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号7は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号8について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号8は、原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第2号

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から議案第2号、整理番号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の6ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、神房字打越、地目、田の1筆、面積701㎡を農業用倉庫

用地に転用しようとするものでございます。

申請者は、議案書のとおりです。

申請位置は、別添資料の図面の4ページをご覧いただきまして、中央やや右下に2-1と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、41ページから51ページまでとなります。

計画概要は、整地及び砂利敷きを行い、コンクリート敷き平屋建ての農業用倉庫1棟、建築面積140.07平方メートルを建築した上で、一体を農業用施設用地として利用するものでございます。

事業を行う理由は、既存の農業用倉庫が手狭となり、農作業拠点の近隣に新たな農業用倉庫を設置する必要があったことから、既存の農作業拠点を活用することが可能な距離であり、作業に十分な面積、搬送用トラック用の交通網などが網羅されている、申請地に今回の計画を立案したとのことでございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域内の農地に該当し、原則として許可することができない農地になりますが、例外的な許可要件であります「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われる場合」に該当すると考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、全額を自己資金により賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、敷地内は整地及び砂利敷きのみ行い、建築物は平屋建ての計画でありますことから、日照や通風に影響がないものと考えられます。

また、施工区域から隣接農地までは十分に距離があり、申請地南側の隣接農地との境界につきましては土留めを行うことから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

次に、排水施設の有する機能への支障が生じる恐れにつきましては、汚水雑排水共に発生させる施設ではないことから該当しないものと考えられます。

以上のことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはないものと

考えられます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありました。地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1につきましては、大野勝弘委員をお願いします。

○大野委員 はい。それでは、議案第2号、整理番号1について調査報告いたします。

12月27日に、菅谷委員、今井推進員とともに現地を確認し、そのあとに、申請者宅に訪問して話を伺いました。

申請内容に間違いのないことでした。

今回の申請は、今の倉庫が手狭になってきたため、自宅近くの自己所有地に新しく農業用倉庫を建てる計画だそうです。

申請者は高齢ですが、後継者のお孫さんと一緒に農業にこれから従事していく予定の意欲ある農業者です。

申請地の現状は、整地してあり、4月5月には工事にかかりたいとのことでした。

特に問題はないかと思われませんが、委員の皆様の慎重審議よろしくをお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号の整理番号1について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第2号、整理番号1に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第2号整理番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号整理番号1は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

○議長 よって、議案第2号整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第3号

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から議案第3号、整理番号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の7ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、大竹字大竹、地目、畑の1筆、面積300㎡を売買により所有権移転し、専用住宅用地(1棟)に転用しようとするものでございます。

権利者および義務者は、議案書のとおりでございます。

計画位置は、別添資料の図面の6ページをご覧くださいまして、中央より左下付近に3-1と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、52ページから62ページまででございます。

計画概要は、木造、二階建ての専用住宅が1棟、建築面積は、67.90㎡でございます。

事業を行う理由は、子供が成長し、両親を含めた家族と住むには現在の住居が手狭となったため、鉄道駅並びに大型商業施設の双方と近く、通勤にも生活にも利便が良い申請地が購入可能となった為とのことでございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられ、原則として許可することができない農地になりますが、例外的な許可要件であります「住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、全額を金融機関からの借入金により賄う計画であり、融資先発行の住宅ローン事前審査結果のお知らせの写しが添付されていることから、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、敷地内は整地のみ行い、盛り土等を行わない計画でありますことから、日照や通風に影響がないものと考えられます。

また、隣接農地との境にはコンクリートブロック積み3段を設置する他、安定勾配の法面処理を行う計画であることから、土砂を流出する恐れについてもないものと

考えられます。

次に、排水施設の有する機能への支障が生じる恐れにつきましては、雑排水は合併浄化槽を経由して申請地の東側にある市道側溝へ放流する計画であり、排水について地元区の確認を受けております。

以上のことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、都市計画法の開発行為許可申請等の必要な関連手続きの申請書類の写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1につきましては、大野勝弘委員お願いします。

○大野委員 はい。それでは、議案第3号整理番号1について調査報告いたします。

理由としては、事務局説明のとおりです。

1月6日、平賀委員と一緒に、申請代理人と現地に行って話を伺いました。

申請内容に間違いのないことでした。

今回、柏市に在住する権利者が、申請地に住宅を建てる計画です。

申請地は、幹線道路に面しており、大網駅にも徒歩圏内であり、通勤に便利のため、決めたそうです。

排水は既存の排水溝に流し、境界には土砂流出防止に、コンクリートブロックで囲い、隣接地には迷惑をかけないようにする予定だそうです。

特に問題はないと思われませんが、委員の皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第3号の整理番号1について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第3号、整理番号1に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第3号、整理番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

○議長 よって、議案第3号、整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第4号

○議長 それでは、日程第6、議案第4号「大網白里市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」を議題とします。

事務局から議案第4号、整理番号1から12について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の8ページをご覧ください。

農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項」の規定により、市町村等に農用地利用集積計画案の提出を求めることができるとされております。

本案は、同条第3項に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の9ページ「農用地利用集積等促進計画案総括表」をご覧ください。

権利の設定を受ける者は8人、権利の設定をする者は10人、権利の設定をする農用地の筆数および面積は、田が22筆で面積28,906㎡、畑が10筆で、面積18,745㎡、田と畑の合計面積は、47,651㎡でございます。

次に、議案書の10ページをご覧ください。

農地中間管理機構から権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の11ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が10件、更新が2件でございます。

それでは、整理番号1から12の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、南玉、田が1筆、889㎡、5年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1.5俵、新規。

整理番号2、大網、田が4筆、3,558㎡、5年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1.5俵、新規。

整理番号3、大網、田が3筆、3,225㎡、10年、物納、全面積でコシヒカリ1等米2.5俵、新規。

整理番号4、大網、田が1筆、1,449㎡、10年、物納、全面積でコシヒカリ1等米1俵、新規。

整理番号5、大網、田が1筆、902㎡、10年、物納、全面積でコシヒカリ1等米0.5俵、新規。

整理番号6、永田、田が2筆、2,042㎡、10年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵相当額、新規。

整理番号7、四天木、田が3筆、6,104㎡、10年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵相当額、新規。

整理番号8、北今泉、畑が1筆、1,028㎡、10年、金納、10a当たり11,900円、更新。

整理番号9、南今泉、畑が3筆、4,997㎡、10年、金納、10a当たり11,900円、更新。

整理番号10、北今泉、畑が4筆、11,987㎡、5年、無償、新規。

整理番号11、南今泉、畑が2筆、733㎡、5年、無償、新規。

整理番号12、細草、田が7筆、10,737㎡、10年、物納、全面積でコシヒカリ1等米10.7俵、新規。

なお、整理番号1から12の権利の設定を受ける者につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありました。新規契約の農用地利用集積等促進計画の案件について、地区において調査を実施しておりますが、整理番号3から5以外の案件につきましては、利用権設定からの制度変更による更新及び農地中間管理機構の更新となり、報告を省略させていただきます。

○議長 整理番号3から5の案件につきまして、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 はい。議案第4号、整理番号3の調査報告をいたします。

申請理由は、事務局説明のとおりです。

調査は、12月27日に関本推進員とて、借り受け人の自宅で話を聞きました。

貸付人と借受人は、同じ地区であり、昔からの知人であります。

貸付人は体調を崩し、耕作できないので、隣接地の借受人に耕作をお願いしたところ、利便性も良いことから、引き受けることになったということでした。

貸付人の自宅に伺い、話を聞こうとしたところ、体調崩し入院していると、家族の方から聞き、その方から、本申請に間違いないので、よろしくお願いしますということでした。

申請地は綺麗に管理されていました。

借受人は機械も労力もそろっており、問題はないと思いますが、皆様の慎重審議、よろしくお願いします。

続きまして整理番号4と5は、借受人、貸付人、同一世帯のため、一括して調査報告をいたします。

調査は12月27日に関本推進員とて、借受人、貸付人の自宅に伺い話を聞きました。

借受人は、貸付人の耕作地の隣接地にあり、前からお願いされて耕作をしており、今回の整理番号3と一緒に申請することになったということでした。

貸付人は耕作できないので、継続してくれるようお願いし、申請したことに間違いがないということでした。

耕作地は綺麗に管理されていました。

借受人は機械も労力もそろっており、問題はないと思いますが、皆様の慎重審議、よろしくお願いします。

○議長 調査された皆様、ご苦労様でした。

これより、議案第4号、整理番号1から12について、質疑に入ります。
ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第4号、整理番号1から12に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第4号、整理番号1から12について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないと認め、採決いたします。

それでは、議案第4号、整理番号1から12について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

- 議長 総員賛成により、議案第4号、整理番号1から12の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。
-

◎議案第5号

- 議長 続きまして、日程第7、議案第5号「非農地判断について」を議題とします。
事務局から議案第5号の整理番号1から16について、説明をお願いいたします。

- 事務局 ご説明申し上げます。議案書の17ページをご覧ください。

本案は、昨年7月から9月にかけて、農業委員及び農地利用最適化推進委員で実施された「農地利用状況調査」の一次判定で「再生困難農地」となり、非農地判断調査委員3名で実施された「現地調査」の二次判定でも、「再生困難農地」になった農地であることに加え、農業委員及び農地利用最適化推進委員による所有者への聞き取り調査結果を踏まえて抽出した、整理番号1から16までの各筆について、表の一番右側の列、「判定地目(非農地判断後地目)」欄のとおり非農地とするものでございます。

各農地の大字等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

なお、本総会で「非農地」と判断された土地につきましては、所有者に対しまして「非農地通知書」を交付するとともに、法務局など関係機関へ「非農地通知一覧表」を送付いたします。

説明は以上でございます。

- 議長 これより、議案第5号、整理番号1から16について、質疑に入ります。

本議案につきましては、農地利用最適化推進委員も発言を許可いたしますので、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第5号、整理番号1から16に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第5号、整理番号1から16について、一括して採決することについて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第5号、整理番号1から16について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から16の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎報告第1号～報告第3号

○議長 続きまして、日程第8、報告第1号「農地法第52条による情報の提供について」、日程第9、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、日程第10、報告第3号、日程第8「農地の転用事実に関する照会について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書の18ページをご覧ください。

賃借料情報につきましてご説明いたします。

令和7年1月から同年12月までの1年間における、農地法第3条による農地の賃貸借及び農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画並びに農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画により実際に締結された賃借料のデータを基にして、10アール当たりの賃借料の平均額、最高額、最低額を算出したものです。

まず、資料の中段、項目1「田(水稻)の部」の表をご覧ください。

こちらは、大網白里市内の田の賃借料について、農業振興地域の農用地区域内と農用地区域外に分け、まとめたものになります。

農用地区域内の田は、210筆のデータを基に算出し、その平均額は、34,900円、農用地区域外の田は、17筆のデータを基に算出し、その平均額は33,100円でした。

参考といたしまして、大網白里市全域の田の平均額は、34,800円でした。

次に、項目2「畑(普通畑)の部」の賃借料についてご説明いたします。

資料の中段よりやや下、項目2「畑(普通畑)」の部」の表をご覧ください。

大網白里市全域で、57筆のデータを基に算出した畑の部の平均額は、9,000円です。

つづきまして、19ページをご覧ください。

「大網白里市賃借料情報(参考)」になります。

今回、算出した賃借料につきまして、前年の金額と比較すると、田の部は表の下か

ら2段目の平均で22,200円から34,800円と値上がりしており、畑の部は11,900円から9,000円と値下がりしております。

この賃借料情報につきましては、農地の貸し借りをしようとする場合の目安として提供するもので拘束力はなく、実際の契約の際には契約当事者間でよく協議をしていただいた上で締結していただくこととなります。

今後の周知予定につきましては、1月中に市のホームページへ掲載し、併せて2月発行の市広報へも掲載し、周知を図って参りたいと考えております。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書20ページから21ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は3件でございます。

各農地の所在地および届出者は、議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調べておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書の22ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は2件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第3号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、日程第8から日程第10の報告事項を終了いたします。

◎そ の 他

○議長 この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○事務局 それでは、事務局より、全国農業新聞の購読についてご連絡いたします。

昨年末の17日に千葉県農業会議の職員が来庁され、山武地域の購読率が低

いので、是非、購読をお願いしたいとのことでした。

現在、未購読の方には、申込書を配付してございますので、ご希望の方は、事務局までお申し込みくださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

○議長 ないようでございますので、以上で、本日の議案の審議および報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第9回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時59分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年1月9日

農業委員会会長 内海 亮一

署名委員 吉原 孝

署名委員 青森 勉